

令和 8 年度 新宿区住民記録・戸籍事務補助員 募集案内

この採用選考は、新宿区住民記録・戸籍事務補助員の採用予定者を決定するために実施します。

1 職種、採用予定数等

職種	職名	採用予定数
事務系	住民記録・戸籍事務補助員	若干名

2 身分

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員（一般職）

3 職務内容

住民票・戸籍に関する各種証明書の請求等の窓口受付や各種証明書等の交付に関する業務、マイナンバーカードの交付に関する業務等、また、電話対応及び付随事務

4 勤務場所

新宿区地域振興部戸籍住民課（新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号、新宿区本庁舎）、その他戸籍住民課長が指示する場所（マイナンバーカード交付申請サポートのための出張を想定）

5 任用期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※ 期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。

6 受験資格

国籍を問わず、窓口・電話対応等に必要な日本語文章の理解や会話ができ、パソコンで簡単なキーボード入力ができる方。

※ ただし、地方公務員法第 16 条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

7 選考方法、日時及び場所

(1) 第一次選考

選考方法	小論文（テーマ：戸籍住民課窓口での区民等への応対や個人情報の取扱いについての心構え） 文字数：日本語800字程度（自筆） ※新宿区の戸籍住民課の窓口では、日々、住民異動や戸籍の届出、住民票等の証明書の交付等のため、外国人を含む様々なお客様が訪れ大変混雑しています。また、保有する個人情報について非常に慎重な取り扱いが要求されます。このような現場で働くうえで、どのような点に留意していくべきか、あなたの心構えについて記述してください。
結果発表	令和8年5月22日（金） 発送（予定） ※結果は合否にかかわらず申込者全員にお知らせします。

(2) 第二次選考

日時・会場	令和8年6月3日（水） ※面接会場は第一次選考合格通知に記載してお知らせします。
選考方法	面接（個別面接）
結果発表	令和8年6月18日（木） 発送（予定） ※結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

8 申込手続

所定の申込書に、申込書裏面の記入例をよくお読みのうえ、自筆で必要事項を記入し、下記のとおり提出してください。

小論文は、所定の「小論文用紙」に自筆で黒のボールペン等を用いて、日本語800字以内でお書きください。（他の用紙を使用したり、パソコンを用いて記入する等はしないでください。）

なお、申込書類は一切返却いたしません。

※「申込書」「小論文用紙」は戸籍住民課の窓口と各特別出張所の窓口で配布しています。

新宿区ホームページのトップページ「職員募集＞会計年度任用職員＞事務・窓口（会計年度任用職員）」及び「くらし＞戸籍・住民票・印鑑登録・マイナンバーカード」からもダウンロードできます。

申込方法	<p>郵送または持参による。</p> <p><提出書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新宿区会計年度任用職員 採用選考申込書(兼履歴書) ・ 第一次選考の小論文 ・ 返信用封筒 <u>※長形3号に宛名を記載し、110円切手を貼ったもの</u> <p><郵送の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A4版が入る大きさの封筒に申込書、小論文、返信用封筒を入れ、表に赤字で「新宿区住民記録・戸籍事務補助員採用選考申込書」と明記し、簡易書留で郵送してください。 <p>簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。</p> <p><持参の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新宿区役所本庁舎1階 戸籍住民課調整係までお持ちください。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

申込期間	令和8年5月1日（金）から令和8年5月19日（火）午後5時（必着） ◆持参は上記期間の土曜、日曜、休日を除く午前8時30分から午後5時まで。
申込先	〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区地域振興部戸籍住民課調整係

9 勤務条件

勤務時間	午前9時から午後5時30分までの間において、1日あたり区が指定する6時間の勤務 休憩時間60分 月曜日から金曜日の週5日勤務（週30時間勤務） ※所定労働時間を超えて勤務することは、原則としてありません。
休日等	週休日：原則として土曜日、日曜日 休日：国民の祝日、年末年始 ※年数回、マイナンバーカード交付申請サポート、休日窓口開設等による休日勤務を予定。 週休日の振替や休日の代休日の指定により対応休暇等
休暇等	有給休暇：年次有給休暇、妊娠出産休暇、慶弔休暇等 無給休暇：病気休暇（引き続く5日までは有給）、母子保健健診休暇、介護休暇等
報酬等	・月 額：242,476円（地域手当相当分を含む。） ・期末手当、勤勉手当の支給対象（一定の勤務要件あり） ※勤務日数により、今年度は支給されない場合もあります。 ・通勤費用：上限額 月額55,000円の範囲内で支給 ※採用前に給与改正等があった場合は、その定めるところによります。 ※昇給制度はありません。
加入社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用します。
公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。
服務	地方公務員法の服務規定が適用されます。 地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。
再度の任用	再度の任用の可能性 あり ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置され、かつ能力実証の結果が良好等である場合は、年度末年齢70歳（技能系の職は67歳）を上限年齢として、公募によらず再度任用される可能性があります。（上限年齢を超えた場合、公募によらない特例選考の対象外となります。） ※ 廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合等は、再度の任用は行いません。

10 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

【問い合わせ先】

新宿区地域振興部戸籍住民課調整係

所在地 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

電話番号 03(5273)3622 (直通) (土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

新宿区役所本庁舎案内図

◆住所

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

◆電話

03 (5273) 3622 (直通)



◆最寄りの駅

JR線・小田急線・京王線新宿駅、丸ノ内線・副都心線新宿三丁目駅、西武新宿駅、都営大江戸線新宿西口駅の各駅から徒歩約5分

◆最寄りのバス停

①歌舞伎町、②新宿五丁目、③新宿駅東口、④新宿追分、⑤・⑥新宿伊勢丹前、⑦日清食品前

